

(「工事の請負に係る契約」の範囲)

- 10 改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する「工事の請負に係る契約」とは、日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる建設業に係る工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいうものとする。